

川崎市多頭飼育問題対策検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市における多頭飼育問題に係る施策を検討することを目的として、「川崎市多頭飼育問題対策検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 多頭飼育問題対策に関する新たな制度の導入に関すること。
- (2) 多頭飼育問題対策に関する多機能連携に関すること。
- (3) 多頭飼育問題事例の実務的な対応に関すること。
- (4) その他、必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会は、必要に応じて臨時の委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長の任命により充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は必要に応じ、リモート会議、共有ファイル、メール等を活用し開催する。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会は事務を行うため、事務局を健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月16日から施行する。